

中国の海洋グレイゾーン作戦

太田文雄

(元防衛庁情報本部長)

はじめに

我が国が、目下直面している最大の脅威は中国による海洋進出であり、その中で、最もありうるシナリオは日中共に領有権を主張している尖閣諸島に対する中国の侵攻と中国による台湾の武力統一であろう。

中国は、米国が「尖閣諸島への武力行使が、日米安保条約で日本防衛義務を定めた五条を適用する」とし、台湾への力による現状変更に対しても軍事介入することを大統領が何回も発言していることから、侵攻すれば自動的に米軍が介入することを承知している。従って、武力行使と認定

されない範囲で事実上の占領を目論んでいるに違いない。言葉を変えれば、相手のレッドラインを超えない形でサラミをスライスして既成事実を積み重ねて行く、あるいは相手の抵抗がほとんどないような状態で戦略目的を達成する、則ちエスカレーション・ラダーを登らないやり方を採るであろう。

米海大教授のアンドリュース・エリックソンとライアン・マートインソン共著の『中国の海上グレイゾーン作戦』では、これを「ガン・スモークなしの戦争」とか「戦いなしに勝利すること」、あるいはキャベツ戦略と称しているが、言葉を変えれば『孫子の兵法』で言うところの「戦わずして人の兵を屈する」方法である。

例えば二〇二二年のペロシ米下院議長の訪台後、中国側は待ってましたとばかりこれを口実に、それまで中台が暗黙の了解をしていた中台の中間線を人民解放軍が越えることを「常態化」させたが、これもサラミスライズ戦術の実例である。二〇二二年の日本政府による尖閣諸島国有化も、これを口実として海警船の領海侵犯を「常態化」させており、こうしたサラミ戦術は中国の常套手段と認識しなければならぬ。

尖閣の場合も武力行使と捉えられないようなグレーゾーンで実効的に尖閣を占拠することを考えるとと思われる。米國としても、このことを認識してか国防総省のアジア太平洋担当シユライバー次官補（当時）は二〇一八年十一月に「海上民兵でも日米安保を発動する」と表明している²。また、二〇一九年三月には、前年十月以来、毎月行っていた軍艦二隻による台湾海峡に沿岸警備隊の警備船（Cutter）を投入した。これは、米國が東アジアで沿岸警備隊を常駐させていないという米中の非対称性を解消しようとしている兆候と捉えることができる。

米國は国民の代表である議会が超党派で台湾支援を明確にし始めたので、尖閣よりも規模が大きい台湾有事に関し

ても中国のグレーゾーン作戦は適用される可能性がある。

本稿は、こうした観点から、尖閣や台湾有事における中国の海洋におけるグレーゾーン作戦について考察して見ることにする。最初にグレーゾーン作戦の尖兵となるであろう中国海上民兵について、その歴史から分析、次いで準軍事組織である中国海警局が辿ってきた歴史を考察する。そしてグレーゾーン作戦の具体的シナリオを幾つか挙げ、最後に我が國が採るべき対応策について言及してみたい。

1. 中国の海上民兵

二〇一六年六月に公表された米海軍分析センターの『偉大なる海洋国家となる…中国の夢 (Becoming a Great 'Maritime Power': A Chinese Dream)』には海上民兵の生い立ちが記されている。それによれば、一九五〇年代の中華人民共和国成立時代から、①人民解放軍は早くから民間の船を使用していた②国民党が沿岸に沿って侵入するのを防止するため③経験のある船員が極めて限られていた④で漁民として海上民兵を配員するため④漁業資源枯渇のため他國の漁船や海軍艦船との抗争⑤抗争海域や海岸から遠

方での漁業のため⑥沿岸防衛民兵から海上民兵への転換
⑦特殊化、危機対応、技術部隊、人民解放軍部隊支援とい
った七点から、海上民兵が必要であったことが記されてい
る。同書によれば、中国海上民兵の人員と船舶数は明らか
ではないが、一九七八年の情報源で七十五万人十四万隻と
されている。⁴

海上民兵の厄介さは①外見が漁船なので初度発見の段階
で海上民兵と識別できない②漁労中を装いながら大群で周
囲を取り囲み作戦行動を妨害する③敵艦艇から攻撃を受け
た場合は「軍が民船を攻撃した」として国際世論操作の材
料となる④交戦状態に至った場合、相手に大量の弾薬消費
を余儀無くさせる等が挙げられる。また二〇〇九年の台湾
「国防報告書」に示されたように「人民解放軍は、平時と
戦時の兵力配備を同一化し、従来の活動領域を超えた領域
での活動を行うなどして、例外的行為を慣例化・常態化さ
せることにより、相手方の警戒意識の麻痺や国際社会に状
態の変化を黙認・受容させることなどを企図している」と
言う側面もある。

特に④に関しては、空からの襲撃に対しても、沿岸域に
一九六〇―八〇年代に使用したJ-6戦闘機を無人機に改

良して六基地に約二〇〇機分散配備しているが、こうした
無人機に敵対国のミサイルや弾薬を大量に消耗させ、弾が
なくなった頃に、本格進行を図ることを企図していると思
われる。これは劉備玄徳が二〇〇八年赤壁の戦いで藁人形を
大量に立たせて、敵の矢を大量に消費させ、逆に其の矢を
味方が使用すると言う故事にも見ることができると。

海上民兵組織は、軍（国防動員部）と民（国務院と省・
都市自治体）の二重指揮系統からなる動員制度である。海
軍軍人から、定期的に訓練を受けており、中には山東省日
照市嵐山区の海上民兵などは、陸軍から上陸作戦指導をも
受けている。江蘇省内の内陸軍事サブ区では無人機を保有
して技術偵察任務に従事しているし、また通信波の暗号解
読や敵ユニットの位置解明を行なっている分隊もある。⁶

海上民兵の役割は、次の四つの分類：後述する実例（
内に区分できる。①プレゼンス・（4）、（8）、（10）、（12）、
（14）②嫌がらせ・サボタージュ・（6）、（7）、（8）、（9）、
（10）と（11）の後半③エスコート・（11）④情報収集・監
視・偵察（ISR）・（2）、（11）の後半、（13）⁷

それでは近年、中国の海洋における国益達成の為、どの
ように使用されてきたのかを歴史的に列挙してみる。

(1) 一九五〇年代における人民解放軍の島嶼獲得支援

毛沢東の「人民戦争」に基づき、国民党が支配する島嶼に対し劣勢な海軍を克服するため、海上におけるゲリラ作戦として隠密裏に相手の武器や兵士を奇襲かつ欺瞞する非正規戦で小さな勝利を積み重ねることに海上民兵が使用された。特に一九五四―五五年の第一次台湾海峡危機では浙江省沿岸の国民党保有島嶼に対して接近戦や夜間作戦が行われ、国民党の大型船に対して中国共産党の小型船が使用された。

(2) 一九六七年、米情報収集船ブエロ号と姉妹船Bannerとの上海沿岸での抗争

(3) 一九七四年の西沙群島西方獲得

この戦いは、中国が事前の数日前に西沙諸島の領有を主張する声明を出し、次いでトロール船等の漁船に乗った四個小隊（一個小隊約十名）の海上民兵が島嶼を占領し五星红旗を打ち立てた。これに対してベトナム海軍艦が反撃したので人民解放軍艦艇が正当防衛を標榜して反撃した。そして三個歩兵中隊（一個中隊約一〇〇名）という正規軍で島々を占領した。この戦いは、おそらく尖閣諸島侵攻と同様であろうシナリオで推移した点で注目に値する。中国は

すでに一九九二年の領海法で尖閣諸島を含む海域に主権が及ぶと宣言している。そして中国側は正規海軍と海上民兵である漁船との軍民合体混成軍で勝利を収めている。

『孫子の兵法』九地篇第十一に常山の蛇に例えて次のような一節がある。「其の首を撃てば則ち尾至り、其の尾を撃てば則ち首至り」ここで首を海軍、尾を海上民兵と読めば、本海戦は、この一節をそのまま適用したと言える。『孫子』はこれに引き続き「其の中を撃てば則ち首尾俱に至る」と敷衍しているが、中を海警と読めば、現在中国が海洋で採ろうとしている一貫した作戦と読み取ることができるのである。ちなみに海警が領土紛争に姿を現すのは二〇一二年のスカボロー礁を巡るフィリッピンとの睨み合いからである。

西沙群島西方海戦は一五〇〇トン以上のベトナム海軍艦三隻と六五〇トンの海軍艦一隻の計四隻、内二隻は五インチ砲を搭載し、残りも三インチ砲を一―二門搭載している正規海軍に対し、中国側は五〇〇トン未満の駆潜艇六隻、一―二門の三・五インチ砲と三十七ミリ砲搭載であり、中国側劣勢の装備で戦われた。中国側の最大の艦よりもベトナム側の最小の艦の方が大きかったのである。しかし、中国はベトナムの海軍艦一隻を撃沈、一艦を大破しベトナム

が実効支配していた島嶼を占領した。中国側は、ベトナム艦の通信やリーダーを狙い、相手を撃と撃にして戦ったことも特筆される。

筆者は二〇一一年十月に人民解放軍理工大学が行なった内外軍事学校長フォーラムに防衛大学校長の名代として参加し、理工大学校長が軍事博物館を案内した際、人民解放軍が交戦した数少ない、最初の、しかも「輝かしい勝利」例として、また「自衛のための反撃」として戦闘経緯が図示されていたことを覚えている。

本海戦時、ベトナムは米国の同盟国であったので、米海軍第七艦隊に支援を要請した。しかし一九七二年にはニクソン大統領が訪中し、翌七三年にはベトナム戦争の講和会議がパリで行われる時期で、米側はこれ以上の介入をしなかった。逆にいえば、そうした機会を狙って中国側が仕掛けたと捉えることができる。

(4) 一九七八年尖閣諸島に上海から一〇〇隻以上の武装漁船群が来襲し、中国の主権を主張。

(5) 一九九〇年代フィリピンが実効支配していたミスチーフの奪取

本事案は、米国がフィリピンの要望によりスービック海

軍基地とクラーク空軍基地の閉鎖をした直後に生じた。当時在米日本大使館の駐在武官であった筆者は、ハワイにおける米太平洋軍司令官交代行事で、フィリッピン軍の参謀総長が「すでに四階建ての建造物を作られてしまった。中国は漁民の避難用と言っているが、作業している人達は人民解放軍の服を着用している」と語っていた事を思い出す。

一九七四年の対ベトナム西沙諸島西方獲得戦と同様に言えることは、中国はベトナムにせよフィリピンにせよ、米国の同盟関係が希薄になった時期を見計らって行動を起こしている点である。

(6) 二〇〇三年米海軍船の *Bowditch* が黄海で中国漁船から追突される。

(7) 二〇〇九年南シナ海での *Impeccable* と黄海での *Victorious* 進路妨害両事件は、米海軍調査船が同じ年に南シナ海で三月に *Impeccable* が、五月には黄海で *Victorious* が中国の海上民兵に進路妨害された。

(8) 二〇一〇年尖閣列島領海における海上保安庁（海保）巡視船に対する体当たり。

(9) 二〇一一年ベトナム調査船 *Viking II* に対する厭がらせ。

(10) 二〇二二年フィリピンが領有するスカボロー礁における睨み合い（潭門民兵）

この睨み合いで、初めて中国は沿岸警備隊の船を投入した。この睨み合いは、最初に中国の海上民兵が礁に向かい、これに対してフィリピンが海軍艦艇（旧米沿岸警備隊船）を差し向けた。中国側は二隻の海洋監視船を派出し、中国海洋民兵の背後には国がついているというメッセージを出した。フィリピン側は海軍では一方的に事をエスカレートさせると認識して、海軍艦を撤退させ、代わりに沿岸警備艇を差し向けたが、中国側は最新の漁業法執行船を差し向けた。人民解放軍海軍艦は遠くから事象を監視していた。これを中国ではスカボロー礁モデルと呼称している。この睨み合いで、中国は『孫子の兵法』虚実篇第六にある「能く敵の変化に因りて勝を取る」に示されている柔軟性を示した。即ち、赤子の手を捻れるような弱い相手に対しては、国際世論を意識して敢えて海警船を差し向けたのである。

同年にはベトナムの Binh Minh2 地震探査船のケーブ
ルがトンキン湾で切断されている。

(11) 二〇二四年ベトナム沖で中国オイルリグでの睨み合い
人民解放軍海軍の七隻の軍艦と三十三隻の海警船、そし

て数多くの海上民兵（うち二十九隻は三亜市の漁業会社）を投入しベトナムの巡視船等に衝突や放水銃での攻撃を繰り返し、立ち入り禁止を強要、ベトナムが軍事力を使つたら海軍力に対応する体制を整えてベトナムの排他的経済水域（EEZ）内での石油掘削を実施した。同年には米海軍船ミサイル射撃器材搭載の *Howard O. Lorenzen* が江蘇省の海上民兵に取り囲まれた。

(12) 二〇一六年尖閣諸島沖に、浙江省寧波市と温州市から海警にエスコートされた約二三〇隻が大挙して押し寄せる（二〇一四年小笠原列島に一〇〇隻以上集結した珊瑚密輸船に関し、佐藤元海保庁長官は海上民兵ではないとしているが、中国が、海保勢力を分散するために珊瑚密漁船を差し向けた可能性もある。）

(13) 二〇一五年十月以降行われた米海軍の南シナ海における航行の自由作戦に参加する軍艦の追蹤しんぞう。

(14) 二〇一七夏―二〇二一年フィリピンが実効支配している南シナ海のパグアサ島に数百隻の中国漁船が集結。

中国の漁船には、中国が開発した北斗衛星航法装置端末が取り付けられている。北斗が西側のGPSと異なる点は、GPSが受信のみなのに対し、北斗の端末には情報発信機

能がある。従って米海軍調査船や、南シナ海で航行の自由作戦に従事する米海軍艦に追蹤する中国漁船は、米海軍艦が何処で何をしているかを中国当局に逐次通報するスパイの役割をも担っている。

日露戦争の時、民間船の信濃丸がバルチック艦隊の動静を逐一通報したことは有名であるが、中国海上民兵は、其の信濃丸の役割を果たしていると言える。これは『孫子の兵法』用間篇第十三で言うところの郷間 (Native Agent) で、世界各国に置かれている「孔子学院」や、所有者の言動と位置を中国当局に流し続けてくる Huawei 社の電子機器も、この範疇と捉えることができる。

2. 中国海警局

二〇一三年に、それまでの国家海洋局の海監、農産部の漁政、公安部の辺防海警、海関総署の海上警察が中国海警局に統合された。筆者は、二〇一二年九月に大連で行われた北東アジア海上安全会議に出席した際、中国外交政策研究センターの学術委員会主任である張沓生氏が「政府に、海洋の法執行機関を一つに纏めることを提言している」と

言っていた直後であったので、相当国内では法執行機関統合の機運が高まっていたものと思われる。

二〇一三年までは、月に二乃至三回、三隻の船が尖閣の領海に侵入し、朝十時頃から約二時間領海内を航行していたが、この二〇一三年以降は三隻が四隻の海警となった¹⁰。これも中国のサラミスライズ戦術の一つである。

さらに海警は二〇一八年に人民武装警察部隊に移管されることになった。そして二〇二一年に制定された海警法では、四十六、四十七条で武力行使を、八十三条で国防任務を明文化している。中国海警が軍としての位置付けを強める背景は、二〇一四年のベトナム沖でのオイルリグでの睨み合いで、より戦闘能力が必要とされた教訓からであるとされている¹¹。従って、軍の隷下で訓練を行う兵士達は、陸上における戦闘訓練を受けていることから、尖閣諸島に上陸して占領する能力も備わっていると思わなければならないまい。

尖閣諸島の接続水域や領海内に侵入しているのは、こうした海警の船舶である。こうした船舶の多くは海軍が使用していた軍艦を使用していることから、砲も搭載している。これまで我が国としては、簡単に海上警備行動を発動する

ことは、中国側に「軍が介入した」との口実を与えかねないとして慎重に対処してきたが、その中国が法執行部隊を軍の指揮下に入れてしまったのである。

二〇一五年に米海軍情報局が出版した「中国の海軍力」に、東アジア各国の沿岸警備隊勢力図が掲載されている。それによれば、中国は一〇〇〇トン以上を九十五隻保有しているのに対し、日本は五十三隻。五〇〇〜一〇〇〇トンの船は中国百十隻に対し、日本二十五隻。合計は中国二百五隻に対し日本七十八隻、即ちほぼ二対一の勢力と言える。¹²

『孫子の兵法』謀攻篇第三に「五なれば則ちこれを攻め、倍すれば則ちこれを分かち」という一節がある。米海軍情報部の冊子によれば、中国の沿岸警備隊勢力はベトナムの約五倍（二百五隻対五十五隻）であるので、中国の海警船は、頻繁にベトナム沿岸警備隊に対し頭突きを行なっている。日本に対しては倍であるので、記述の小笠原列島への珊瑚密輸船の集結は、尖閣のみならず小笠原列島にも勢力を分散させるために珊瑚密輸船を大量に送り込んだと捉えることもできる。

二〇一八年六月に世界平和研究所がグレーゾーン事態の

対策強化についての提言を纏めたが、その中の提言五として「海保により海上自衛隊（海自）を統制」と言う項目がある。¹³ また国際問題研究所も同じ内容の提言を出している。¹⁴

海上における警備行動は、海保の能力を超える場合に発動され、過去に三回あった。一九九九年三月の能登半島沖不審船の場合は、不審船が海保の巡視船の最大速度を超える速度で逃走したからであり、二〇〇四年十一月の中国原子力潜水艦の領海侵犯事案では、巡視船に海中搜索能力がないからであった。

二〇〇九年ソマリア沖の海賊対処時も、遠方での後方支援能力が海保の能力を超えていた。即ち全ての過去の発動例は海保の能力を超え、巡視船は現場を掌握できない場合に発令されているのである。

逆に中国の海警は、二〇一八年から軍の統制下に置かれている。それに対して海保の能力が及ばない場合に海自を統制できるのだろうか。海自は海中だけでなく対空センサーでも巡視船に勝る。また米海軍・沿岸警備隊艦艇ともデータリンクによってリアルタイムに戦術状況が把握できる。情報量に勝る組織が劣る組織を統制するのが筋ではない。

いか。

今後、中国は海上からの尖閣接近が無理であれば、空中あるいは水中からの接近を試みるであろうが、海保の巡視船は、それらを探索する手段を持ち合わせていない。軍事的には、より情報を保有している側が指揮・統制することが常識なのに、世界平和研や国際問題研究所は逆に情報を保有しない海保が保有している海自を統制する提言を出している。

さらに世界平和研報告書の提言三には「海自が海保巡視船に洋上補給して」とあるが、海自の燃料と海保の燃料は異なる。燃料ばかりか、弾薬、指揮統制通信機器、階級章に至るまで海自と海保では共通性が無い。その理由は海保の生い立ちにある。

現憲法は終戦直後に、当時の連合国最高司令官マッカーサー陸軍大将が日本に押し付け、今日でも左翼の人達はそれを後生大事に守ろうとしている。海保が創設された一九四八年五月、この創設に強く反対し同組織を軍として組織かつ訓練することを禁じた第二十五条を挿入することを強硬に主張したのは、米英ソ中の代表からなる連合軍総司令部の諮問機関である対日理事会のソ連代表クズマ・ニ

コラエヴィチ・デレビヤンコ政治中將であった。未だに海保が、そのソ連製の第二十五条を墨守しようとしていることも憲法九条と類似している。

デレビヤンコ中將が第二十五条を挿入させた理由は、戦前の帝国海軍から受けた苦い体験からであった。当時のソ連は領海十二海里を主張、これに対し日本は三海里を主張していた。このためソ連国境警備隊はオホーツク海のソ連沿岸十二海里以内で漁業をしようとする日本漁船を取り締まろうとしたが、それに立ちはだかったのが青森県大湊を母港とする帝国海軍の神風、野風、沼風、波風から成る第一駆逐隊であった。海上保安庁法「第二十五条の「軍事組織ではない」と、自衛隊法八十条に示された「防衛出動時、あるいは治安出動時、防衛大臣は海上保安庁を統制する」とは矛盾している。軍事的に訓練されていない組織を防衛大臣は統制できないからである。

米国の沿岸警備隊は陸・海・空・海兵隊に続く第五軍として位置付けされており、日本の防衛大臣が米国防総省に訪問する際には沿岸警備隊も荣誉礼に参列する。また中国人民武装警察法によれば、武装警察部隊は人民解放軍現役部隊、予備役部隊及び民兵と共に「国家の武装力量(armed

forces)を構成する」中国軍の一部となっている。したがって人民解放軍海軍の多くの中古艦艇が海警船として転用されている。さらには諸外国の軍事力比較を毎年出版しているミリタリー・バランスでも各国の沿岸警備隊を準軍事組織 (Paramilitary) と位置付けている。

二〇二二年十一月に米国防総省が公表した中国の軍事力に関する年次報告書には、中国海警が江島級コルベット二十二隻を中国海警に移管したと記載されている。同年同月、尖閣諸島の領海に侵入した中国海警船が七十六ミリ砲を搭載していたことを初めて確認したと報じられたが、これが江島級コルベットであろう。

これに対し日本では、昨今の尖閣周辺での厳しい状況から、二〇一三年に防衛大臣が海保に中古の海自艦艇を提供しようとしたが、海保はこれを断った。その理由は二つあると思われる。一つは、仮に海自艦艇を海保に移籍した場合、戦闘指揮所 (CIC) のコンソール操作等を訓練するために、海自の学校に海上保安官を派遣しなければならぬ。これは軍としての訓練禁止を定めた海上保安庁法二十五条違反となる。

もう一つはただでさえ不足している整備費が大幅に必要

となってくるからである。なぜなら海保の船艇は主としてディーゼルエンジンを使用しているのに対して海自の艦艇は主としてガスタービンを使用しており、異なる燃料への対応を含めて、後方支援に莫大な追加費用を投じなければならぬからである。ことほど左様に海自と海保とは情報共有、後方、作戦構想全てにおいて互換性がない。

何れにしても戦後間もない時期に外国勢力から押し付けられた法体系は見直すべき時期に来ている。本来は、海保も各国同様、軍と同じ範疇にすべきであると思うが、日本はそもそも軍と言う組織が憲法上ないことになっているので、一層事態が複雑になっている。

3. 尖閣 (台湾) 侵攻時のシナリオ

第一に、中国は、米国が明確に介入してくることを予測して武力行使を行う愚はしないであろう。米国には介入の意思があっても、何らかの理由で物理的に関与できない時を好機とみて侵攻するに違いない。過去、中華人民共和国が武力行使をした、一九五八年の第二次台湾海峡危機時、米国はレバノンに足を捉えていたし、一九六二年にインド

に侵攻した同じ月の数日前にキューバ危機が発生し、米国はソ連との潜在的核戦争に見舞われている時であった。ソ連の北方領土略奪同様、まさに火事場泥棒的侵攻である。

(1) 他の手段との併用による相乗効果で相手の弱点を狙う

『中国のグレーゾーン作戦』の中で、Michael B. Petersen氏は、中国が実施しているグレーゾーン作戦とロシアがウクライナ東部で行ったハイブリッド戦とを比較して、グレーゾーン作戦とハイブリッド戦の比較を行っている¹⁶。

その中で使用されている米国防総省の作戦計画フェーズによれば、烈度 (Intensity) の順に平時、グレーゾーン、非正規戦 (テロ)、ハイブリッド戦、在来戦、大量破壊兵器を用いた戦域在来戦、全世界的核戦争の順になっている。従って、グレーゾーン作戦はハイブリッド戦に比して軍事力の役割や、烈度が低い。

二〇二二年のロシアによるウクライナ侵略は、武力行使を躊躇なく行った。これに対して中国がこれまでスカポロ一礁や尖閣に対して行ってきたやり口をみると、海軍力や海警、海上民兵といった物理的武力行使は比較的抑制されているので烈度は低く、代わりに経済的手段 (フィリピン

に対してはバナナの輸入、日本に対してはレア・アースの輸出制限、二〇二二年のペロシ下院議長訪台後の台湾に対する輸出入制限) や、サイバー攻撃、偽情報の発信による認知戦、外交戦、心理戦、法律戦、世論戦といった物理的な武力行使以外の手段と組み合わせ、その相乗効果を狙ったやり口であることがわかる。その際、非物理力の手段行使に際しては、相手の脆弱性に攻撃をかけていることが特徴である。ここでも『孫子の兵法』虚実篇第六の「実を避けて虚を撃つ」を適用している。

元来、戦争は軍事力以外にも非軍事である偽情報による認知、外交、インテリジェンス、経済力を駆使してハイブリッドであったことは、別に今始まったことではない。日本古戦史においても一三三三年の分倍河原の戦いで新田義貞が流言飛語を鎌倉幕府軍に流して油断させて大勝した戦例や、頼山陽が命名した戦国時代の三快戦のうちの一つ、川越の夜戦 (一五四六年) では北条氏康が十倍の相手である上杉連合軍に「氏康は臆病だから必ず逃げ出す」との偽情報を流して安心させ大勝した戦例がある。

また物理的手段を使用する場合でも中国は日本の脆弱性を狙っている。尖閣諸島に接近する中国海警船や漁船は、

これまでのところ海保巡視船に、その行く手を遮られ、尖閣諸島に漁民（民兵）を上陸させることができないが、中国は海保の巡視船が対空（「しきしま」を除く）と水中センサーを保有していないことを知っている。従って、陸兵を上陸させたいと思っている中国としては、上空から、あるいは水中から隠密的に兵員を上陸させることを考えているであろう。

(2) 上空からの兵力投入

最も可能性があるのは武装ヘリコプターによる兵力の投入である。現在のところ、人民解放軍の代表的な武装ヘリはフランス製のZ19Wと、それをベースに国産したZ19であり、いずれも航続距離は七百km程度である。従って中国本土から尖閣上空に飛来して作戦するには航続距離が足りない。ところが二〇一四年に浙江省南麂列島^きにへり基地が建設された。これまで尖閣諸島から最も近い中国本土の基地より五十km尖閣に近くなっている。たかが五十kmと思うかもしれないが、航続距離七百kmの武装ヘリにとっては尖閣まで三百五kmとなり、十分に作戦可能な範囲となってくるのだ。これを示すかのように二〇一四年六月、チャイナネットには中国軍武装ヘリの集団攻撃訓練が掲載され

た。

Z19W、Z19ともペイロードは二トン弱である。しかし、二〇一九年三月の共産党系メディアである環球網には中露が共同開発した四十トンの重ヘリが二〇三二年までに配備されるとのニュースが掲載された。同ニュースによればこのヘリは十五トンのペイロードで六百三十kmの航続距離がある¹⁷。

偵察任務として中国はドローンを使用するであろう。現に二〇一七年五月には中国のドローンが尖閣の上空を侵犯し、以後ドローンによる南西諸島への周回も行なっている。

(3) 水中からの兵力投入

二〇一六年十二月に米海軍の水中無人機が、中国の潜水救助艦によって窃盗された。海保の巡視船が水中センサーを保有していないために中国が潜水艇を使って尖閣に兵員を上陸させる可能性は高い。

これに対し、日本が海上における警備行動を発動し、海自が出動するのを待って、中国は「軍が出動したこと」を口実として人民解放軍を投入することになろう。尖兵は、近年増強が注目されている海兵隊¹⁸となる可能性が高い。

4. 我が国の対応策

(1) グレーゾーンに対応した法体系化

グレーゾーンはOnとOffの中間である。現在の日本の法体系は「戦時」か「平時」のOnとOffだけで中間のグレーゾーンに対応するようになってきていない。丁度、灯りのスライダックスのように中間にも対応できるようにしなければならぬ。例えば平成十五年に成立した、いわゆる有事法制は有事、すなわち戦時にならないと発動できないので、グレーな事態でも、住民保護や部隊展開等に対応できるようにする必要がある。

(2) 断固たる対応

二〇一〇年に海保の巡視船に追突した中国漁船の船長を拘束した際、日本企業の社員が拘束されたことに対し、当時の民主党政権は中国漁船の船長を中国に帰してしまった。これは中国に「日本は人質に弱い」というメッセージを送ったことになる。

二〇二二年の米ナンシー・ペロシ下院議長訪台後、人民

解放軍は日本のEEZに弾道ミサイルを撃ち込んだが、この時の岸田政権は即座に安全保障会議を招集しなかった。これにより中国は、一層のサラミスライジング戦術が可能と判断したことであろう。

(3) 非致命的兵器の開発・装備

「非武装の漁船を巡視船や軍艦が攻撃した」と非難されないよう民兵漁船を無力化するための非致死機器を開発・装備する。具体的には、①長距離から発信できる音響機器、②高出力マイクロ波指向エネルギーシステム、③ミリ波による指向性アクティブ拒否システム、④目を痛めない光学妨害機や目眩しレーザー、⑤非致命的閃光・音響弾やレーザー誘導プラズマ、⑥船の推進機機能を麻痺させる粘液化成化学製品。

(4) 脆弱性の極小化

二〇一〇年に中国が行ったレア・アースの輸出制限に對抗するため、輸入先の分散化や、南鳥島沖で発見されている海底のレア・アース資源の採掘に関しては国家的プロジェクトとして資源を投入すべきである。

グレーゾーン作戦に付随するサイバー攻撃に対しても防衛策を講ずるべきであると思うが。サイバー戦の防御には限りがあるため、人的・技術的資源を攻撃的サイバー戦に充当することも必要だ。そのためには、相手のサイバー空間に入って帰属（アトリビュション）を突き止めなければならぬが、現憲法で保障されている「通信の秘密」保護規定や「専守防衛」に阻まれている。

宇宙空間における戦いに関しても、このアトリビュションが不明となりつつあるのを良いことに偽情報により中国はグレーゾーン作戦を実施しているとの研究が米空軍大学でなされている。²⁰

我が方も中国の脆弱性に攻撃を仕掛けるべく、中国国内の不安定要因や人権問題に関しても不断に脆弱点を探り、攻撃する手段を考えておくことが必要である。ところが、中国国内に認知戦を仕掛けようとしても、中国の公安が瞬く間に我が方のSNS削除して行くのに対し、我が国は中国の偽情報が蔓延し、最初から認知戦で敗北する国家体制となっている。中国は輸出入を恣意的に制限することや邦人を拘束することができるが、我が国はそれができないハンディーがある。

二〇二二年八月の米会員議長ナンシー・ペロシーの訪台後の人民解放軍演習に際しては、在中台湾人の拘束や輸出入停止に加えてサイバー攻撃によって台湾国防部のサイトがダウン、また人民解放軍機Su35が台湾海峡を横断した等の偽情報を流布したが、台湾国防部が即公的情報で打ち消した。少なくとも、中国の偽情報発信に対しては、政府が即座に正しい情報を発信して中国の偽情報を打ち消せる体制にしておかなければならない。同時に国民の情報リテラシーを高め、信頼のおける情報源でダブルチェック、トリプルチェックすることも大切である。また相手が偽情報を発するからと言って我が方も偽情報を出すと云った愚は、日本の国際的信用を著しく低下することになるので犯すべきではない。

我が国が中国に対する最大の脆弱性は核兵器と弾道ミサイルである。これに対しては、米国の核抑止が実効性ある形で機能するために、核共有をも含めた具体的施策や弾道ミサイルの保有が必要となる。

(5) 逆三戦

二〇〇三年に中国は人民解放軍政治工作条例を改正し、

心理戦、輿論戦、法律戦の所謂三戦を「瓦解敵軍の工作を展開する」ことを目的として掲げた。その内容は、心理戦が「敵の軍人及びそれを支援する文民に対する抑止・衝撃・士気低下を目的とする心理作戦を通じ、敵が戦闘作戦を遂行する能力を低下させる」とし、輿論戦が「中国の軍事行動に対する大衆及び国際社会の支持を築くとともに、敵が中国の利益に反するとみられる政策を追求することのないよう、国内及び国際世論に影響を及ぼすことを目的」とし、法律戦が「国際法及び国内法を利用して、国際的な支持を獲得するとともに、中国の軍事行動に対して予想される反発に対処する」ことを目的としている。²¹

このうちの法律戦に関する一例としては、一九九二年に中華人民共和国領海および毗連区法第二条で、「中華人民共和国の領海は、中華人民共和国陸地領土と内水（内海）に隣接する一帯の海域である。中華人民共和国の陸地領土は、中華人民共和国の大陸およびその沿海島嶼を含み、台湾および釣魚島（筆者注…尖閣諸島）を含む附属各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島および中華人民共和国に所属する一切の島嶼を包含するものとする。中華人民共和国の領海基線は陸地に沿った水域をすべ

からく中華人民共和国の内水（内海）とする。」と一方的に規定し尖閣諸島が中国の領土であると言う主張を行ってきた。

しかし、二〇一七年七月にオランダ・ハーグの常設仲裁裁判所は「中国が主張する南シナ海で九段線と其の囲まれた海域中国が主張する歴史的権利には国際法条の根拠がなく、国際法に違反する」と結論づけた。この常設仲裁裁判所の裁定を逆手にとって、逆三戦で国際社会に中国の違法性・異質性を問うキャンペーンを広めるべきであろう。

また法律戦の観点からは、二〇一〇年に尖閣沖で中国漁船が日本の巡視船に衝突してきた事案は、明らかに海上衝突予防法に違反している。衝突してきた漁船の船長を無罪放免にして中国に返してしまった当時の民主党政権は、厳しく糾弾されるべきである。この時中国漁船が意図的に海保船に追突した際のビデオを国際社会に公表することは、立派な逆三戦となる。これを隠蔽しようとした民主党政権の行為は、全く失策と言わざるを得ない。

さらに、二〇一二年に青島で行われた西太平洋海軍シンポジウムにおいて中国海軍の代表も参加して採択された海上衝突回避規範（CEUS）を海警や海上民兵も遵守する

Topics

ように働きかけるべきである。

二〇一八年からの米中貿易戦では、それまでのバブル期過剰投資が負債残高を膨張させたことと、官高民低の政策が民営企業の不振を煽ってきたことと重なって中国経済が失速している。この機に、一帯一路構想加入国の多くで債務の罠に陥っていることを取り上げ中国スタンダードが破綻していることを逆輿論戦として取り上げ、中国国民に「中国衰退論」の心理戦を展開して行くべきであろう。

(6) 同盟国、米国との密接な協力体制の構築

同盟国、米国とのシナリオに基づく密接な協力体制の構築が欠かせない。米海軍大学では、これまでの WPI Game (図上演習) を各国海軍からだけの参加としていたが、二〇一八年から海上民兵対策のため、法執行機関である沿岸警備隊 (日本では海保) を参加メンバーに加えることになった。同時に海上民兵を取り締まるため新たな法律をも作成しつつあると聞いている。この際、欠かせないのが海保の国際化である。

例えば、海保と海自とは指揮・管制・通信・情報関連機器の共通性がない。従って、米海軍・沿岸警備隊と海自

艦間で共有しているリアルタイムの戦術ビクチャーが共有できないのである。言葉を替えれば、巡視船に乗船している海上保安庁指揮官は、米海軍・沿岸警備隊が保有している情報が欠落したまま、海自ユニットをも含む指揮・統制を余儀無くされることになるのである。自衛隊法第七十六条に基づく防衛出動と七十八条に基づく治安出動に際して、自衛隊は海上保安庁を統制できることが八十条で規定されている。しかし、八十二条に基づく「海上における警備行動」に際して、その指揮権に關しての規定はないが、九十三条の権限規定で警察官職務執行法7条の正当防衛・緊急避難が適用される。この権限を守れば、海自が海保を統制しても良いのではないだろうか。

また階級章に關しては海保には海自や米海軍の中尉に相当する階級章、(一本半) がない。このため、本省(庁)の部長クラスの階級章は海保の方が外見上高いように見える。これは海保が一九四八年に設立し、自衛隊の前身である警察予備隊の設立である一九五〇年より早いことに起因しているが、これも世界的な標準に合わせるべきであろう。

(7) 海上保安庁法二十五条²²を撤廃し、海自や西側海軍の装備、燃料・武器弾薬、階級章等で共通性を持たせる。

米国は米第七艦隊司令官の戦術指揮下、二〇一九年三月に前年から毎月行っている台湾海峡通航に沿岸警備隊の巡視船バーソルフを加え、その後巡視船ストラトンも黄海や南シナ海をパトロールした。これは中国が海上におけるグレーゾーン作戦機能を強化させている現状に鑑み、敢えて米沿岸警備艦も参加させたものと思われる。ただ、米沿岸警備隊はグローバルな後方支援根拠地を持つていないため、任務に伴う自己完結性に投資すべきという意見も出ている。²³

米国の軍艦と沿岸警備隊の巡視船は、同じ指揮・管制・通信・情報システムであるため、同じ戦術ピクチャー（状況図）を共用することができる。弾薬・燃料・階級章に關しても同じであるが、海自と海保の間には共用性がない。これでは純然たる平時でも有事でもない事態、いわば「グレーゾーン事態」での円滑な作戦に支障が生じかねない。

海自艦と米海軍（艦艇だけでなく航空機も含む）・沿岸警備隊巡視船の間ではデータリンク11によってリアルタイムに戦術ピクチャーが共用できる。だが、海保の巡視船は水中センサーや、「しきしま」を除いて対空レーダーを保有していないばかりか、独自の指揮・管制・通信・情報

システムであるため、情報を共有することができない。

米沿岸警備船バーソルフは米海軍と同じ五十七ミリ単装速射砲や二十ミリ多銃身機銃ファランクスを装備している。海自艦も同じファランクスを装備しているため、仮に三者のいずれかで弾薬が不足した場合には洋上補給で融通し合うことができる。しかし海保の機関砲は規格が異なる。またバーソルフ級沿岸警備船のエンジンは、米海軍や海自の主要艦が使用しているLM2500ガスタービンとディーゼルエンジンの組み合わせである。従って、燃料補給に關しても洋上で互いに同じ補給艦から燃料を受けられる。しかし、海保の巡視船はA重油と軽油で異なる。

米海軍は西太平洋におけるグレーゾーン事態に対応するため、米海軍大学校で行われている図上演習に、二〇一八年から外国の沿岸警備隊幹部を招待しているが、海保幹部だけは一ランク上の階級章という奇異な光景になっている。

中国の海上民兵は昔から軍からの訓練を受けてきたし、沿岸警備隊にあたる海警は、二〇二一年から軍の指揮下に入っている。しかし、我が国の海保だけは、旧ソ連の政治中將が挿入した非軍事条項を後生大事に墨守している。グ

レーゾーン事態での作戦対応がクローズアップされる今日、海自と海保の共用性は早急に改善するべきではないか。

(8) 台湾・東南アジア諸国と海洋ドメイン認識図の共有と能力構築への関与

海上民兵を装う漁船と海警船舶の位置情報を、台湾や東南アジア諸国と海上ドメイン認識 (Maritime Domain Awareness) 図を共有し、²⁴⁾に中国の海上民兵や海警船、海軍艦艇が存在するかを情報共有していくべきだ。

おわりに

我が国がグレーゾーンに有効に対応できるようにするためには、警察力である海保の能力を列国並みに準軍事力に高めるか、軍事力である海自の能力を準軍事力に落として対応するかが、現法体系では自衛隊法第八十二条に基づく海上警備行動が発動されても海自は警察官職務執行法・海上保安庁法に基づく警察力としての権限しか行使出来ないばかりか、中国側に「軍が出動した」との口実を与えて事態をエスカレーションさせかねない。従って、海保の能

力をパラミリタリーとして高める以外にない。令和四年五月の日米首脳共同声明では「日米の海上保安庁当局間の協力について述べている。²⁴⁾しかし、この協力は海上保安庁法25条がある限り、極めて限定的なものならざるを得ない。

米マッカーサー元帥から押し付けられた憲法九条を改正して真に独立国としての軍を創設すると同様、旧ソ連政治中將から押し付けられた海上保安庁法二十五を改正して健全なパラミリタリー機関とすることが求められる。

厳しい安全保障環境を受け、防衛費の抜本的増加を政府が打ち出した中で、二〇二二年一〇月、鈴木俊一財務相は、北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国の国防費と同様に、海上保安庁予算など安全保障に関連する経費を幅広く防衛費に算入する発言をし、岸田文雄首相もそれを是認するよ^{うな}発言を行った。

NATO諸国が沿岸警備隊のような軍隊以外の武力組織の予算を国防費に含める際、その武力組織は「軍事訓練を受け、軍事力として装備され、軍事展開時に軍の指揮下で運用可能である範囲に限る」と定められている。しかるに日本の海上保安庁法二十五条で海保は軍隊機能を営むことを禁じ、自衛隊法八十条では有事に防衛大臣が海保を統制

できると規定されているにも拘らず訓練は一度も行われたことがない。したがって海上保安庁の予算を防衛費に含めるのであれば、この二十五条を撤廃する必要がある。

注

- 1 Andrew S. Erickson and Ryan D. Martinson, *China's Maritime Gray Zone Operation*, Naval Institute Press, 2019, p.2
- 2 <https://www.sankei.com/world/news/181122/world1811220026-n1.html>
- 3 Center for Naval Analysis, *Becoming a Great "Maritime Power": A Chinese Dream*, June 2016, p.63-64.
- 4 Ditto, p.63.
- 5 Morgan Clemens and Michael Weber, Rights Protection versus Warfighting, *China's Maritime Gray Zone Operations*, Naval Institute Press 2019, p.144.
- 6 Mark A. Stokes, China's Maritime Militia and Reconnaissance-Strike Operations, *China's Maritime Gray Zone Operations*, Naval Institute Press 2019, pp.156-157.
- 7 Conor M. Kennedy, Gray Forces in Blue Territory, *China's Maritime Gray Zone Operations*, Naval Institute Press 2019, pp.170.
- 8 Toshi Yoshihara, *Naval War College Review Spring 2016 Volume 69, Number 2*, The 1974 Parcels Sea Battle, pp.41-65
- 9 Ditto.

- 10 Adam P. Liff, China's Maritime Gray Zone Operations in the East Sea and Japan's Response, *China's Maritime Gray Zone Operations*, Naval Institute Press, 2019, pp.212-213.

- 11 Ryan D. Martinson, Militarizing Coast Guard Operations in the Maritime Gray Zone, *China's Maritime Gray Zone Operations*, Naval Institute Press, 2019, pp.101-103

- 12 Office of Naval Intelligence, *The PLA Navy*, 2015, p.41.

- 13 中曾根康弘世界平和研究所、『海と空のグリーンシーンの事態への対処—その問題と対策—』、二〇一八年六月二十六日、十頁。

- 14 日本国際問題研究所、『揺れる国際秩序に立ち向かう新たな安全保障戦略—日本を守るための11の提言—』、二〇一八年十月十日、二十三頁（海上警備行動発令時には海上保安庁が海上自衛隊を統制し、その際に必要となる通信システムを構築する）

- 15 「13」の同報告書、九頁。

- 16 The Chinese Maritime Gray Zone, Michael B. Peterson, *China's Maritime Gray Zone Operations*, Naval Institute Press, 2019, pp.22-24.

- 17 <http://www.globatimes.cn/content/1141515.shtml>

- 18 二〇一八年の米国防総省発表の年次報告書「中華人民共和国に関連する軍安全保障上の展開」では「二〇一〇年までに海兵隊（海軍陸戦隊）が従来の三倍に拡大するとの見積もりが出た」。現在の規模は二個旅団、約一万人であるが、それが七個旅団、三万人以上になる可能性があるといわれている。

- 19 Prevailing Without Gunsmoke in the South China Sea, *Proceedings*, November 2022, PP.48-49

- 20 https://www.youtube.com/watch?v=w5P_jPe5ia0&t=55s
- 21 *Department of Defense, Annual Report to the Congress, Military and Security Developments Involving PRC 2011*, p.26
- 22 この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。
- 23 Commander Craig Allen Jr.: U.S. Coast Guard, Expeditionary Cutter Deployments Should Not Be a Mission to Mars, *Proceedings*, August 2022, pp.20-25.
- 24 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347254.pdf>